



まつきよしあき市会活動報告

No. 190
令和4年春季号

(自民党芦屋市議会議員団) 〒659-0031 兵庫県芦屋市新浜町2-1-606 TEL・FAX. (0797) 32-8309

JR芦屋駅南再開発事業予算可決 三月議会

三月議会は二月十五日から三月二十二日まで開催され、芦屋駅南再開発事業予算や低所得者世帯を対象とした大学・短大の受験料を最大10万円給付する制度を盛り込んだ一般会計予算を可決。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が長引いていることにより、市民生活が経済的に厳しくなっていること及び感染症対策に本市の財政支出が拡大していることに鑑み、一年間の議員報酬の5%削減する議案も可決しました。

大学受験料10万円まで給付

経済的な事情で大学進学を諦めることがないように芦屋市は令和4年度から、低所得層の受験生を対象に大学等の受験料を給付することになりました。上限は計10万円、3校まで。合否は問わず返還は求めません。

給付の要件は芦屋市に一年以上住所があることで、大学や短大が対象で大学入学共通テストも含まれますが、専門学校などは対象外となります。申し込みは今年の10月頃から受け付ける予定です。

詳細については芦屋市教育委員会管理課0797・38・2085まで

マイナンバーカードで図書貸出 9月から

芦屋市は、今年の9月からマイナンバーカードだけで図書の貸出ができるサービスを開始する予定です。これは図書館利用カードとマイナンバーカードを一体化することで、市民の利便性を上げるサービスで、利用するには図書館の窓口で申込書に記入するなどの手続きが必要です。

尚、1月末現在で芦屋市のマイナンバーカードの普及率は50・9%にとどまっております。その原因は市民が利用する利点が少ないからだと思えます。しかし現在でもカードを持っていればコンビニでの住民票の写しや印鑑登録証明書の取得、確定申告などの電子サービスを利用できますので、わざわざ市役所や税務署に赴く必要はありません。

国ではマイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせる制度や再来年からカードと運転免許証の一体化を予定しています。

現在、芦屋市もますます便利になるカードの取得と活用を呼びかけ、市役所北館1階に専用の窓口を設けていますので、まだ取得されていない方は是非ご利用ください。



マイナンバーカード交付窓口 (北館1階)

固定資産税商業地税額上昇半分に抑制

土地の固定資産税は、3年に1度設定する評価額を基に算定した課税標準額に応じて税額が決まる仕組みになっています。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、住宅地を含む全ての土地について地価が上昇しても税額を据え置く措置が講じられましたが、こちらは1年で終了。令和4年度税制改正では、景気回復の観点から、商業地に限り新たな減税措置が設けられることになりました。具体的には、商業地は地価上昇により税額が増加する場合、前年度税額に評価額の5%分の税額を加算して新たな課税標準額を算出しますが、令和4年度に限り、この上乗せを2・5%分に抑えらるることになりました。この結果、芦屋市では、全体として令和4年度の固定資産税は2,100万円、都市計画税は300万円の減収となる見込みです。

芦屋保健所と南芦屋浜駐在所の存続を求める署名を県へ提出

自民党芦屋市議会議員団では、本年一月より芦屋保健所と南芦屋浜の駐在所の存続を求める署名活動に取り組み、皆様方のご理解とご協力により、1,879筆のご署名を頂きました。去る三月十一日、福井幹事長が県庁へ行き斎藤知事宛に署名を提出し、署名の願意をしっかりと伝えました。署名にご協力いただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。

尚、署名活動中の二月に、南芦屋浜の駐在所に関して芦屋警察署長より左記のような連絡がありました。

「南芦屋浜駐在所に関して、地域住民がより安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、高浜交番に統合することとなりました。駐在所建物については芦屋警察署「南芦屋浜詰所」として運用し、24時間体制の高浜交番勤務員による立ち寄りのほか、日勤勤務員の活動拠点、パトカー勤務員の駐留警戒などの芦屋警察署員による警戒活動の拠点として活用します。管内住民が安全で安心して暮らせるよう、署員一丸となって各種警察活動に取り組んでまいります」というものです。

自民党市議団として今後、県の動きを注意深く見ていきます。



芦屋保健所全景



芦屋警察署南芦屋浜詰所

市内小中学校の不登校者数が急増

平成30年に小学校25人、中学校78人だった不登校児童生徒の数が令和3年度に小学校67人、中学校100人と急増しています。不登校が増えている理由はさまざまだと思います。学校生活でのいじめ、集団生活が苦手、先生と合わない等です。また、友人関係でのトラブルや無気力、非行や遊び、学業不振、家庭環境等も考えられます。

三年前、私が議会で取り上げた際、教育長は「学校では児童生徒の生活状況や家庭背景などについて全職員で理解を深め、スクールカウンセラーや不登校児童生徒が通う適応教室の職員と連携を図り、専門家も含めた校内指導体制の整備を進めている。また、適応教室では専門性の高い指導員を配置し、不登校児童生徒の家庭へ指導員を派遣するなど、学校復帰への取り組みを進めていく」と答弁しました。

しかし、現在の状況は私が議会で取り上げた三年前よりもっと悪くなっています。不登校児童生徒数の割合は、平成30年度時点で市内の小中学校は全国平均、県平均よりも高く、令和3年度は県、全国共に数値が公表されていませんので比較しようがありませんが、多分上回っているのではないかと推察されます。

教育委員会としてもっともっと危機意識を持って不登校対策に取り組むべきだと思いますので、今後も引き続き議会で取り上げていきます。

不登校児童生徒数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	7人	18人	30人	26人	25人
中学校	53人	66人	67人	65人	78人
合計	60人	84人	97人	91人	103人

不登校児童生徒数の割合

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	芦屋市	0.1%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%
	兵庫県	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%
	全国	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%
中学生	芦屋市	3.3%	4.1%	4.1%	4.0%	4.9%
	兵庫県	2.7%	2.8%	3.2%	3.6%	4.3%
	全国	2.9%	3.0%	3.1%	3.4%	3.8%

※不登校とは、30日以上長期欠席及び「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

議長として小中学校の教員不足対策

について議長会を通じて申入れます

学校現場では、昨今の新型コロナウイルス感染症対策に加え、GIGAスクール構想、小学校でのプログラミング教育や英語の教科化、いじめ対応、アレルギー対応や配慮が必要な児童の増加、保護者対応など、きめ細かな対応が求められる業務が増加しています。

一方で、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法で規定された教職調整額は昭和41年の平均残業時間を根拠に、まだ4%のままです。多忙な業務実態に合わない給与水準と、多忙化・過重労働による教員志望者の減少傾向により、産休・育休取得者や病欠休職者を補う人材が不足して、また、多忙化と教員不足は休みにくい労働環境につながり、現場の教員が心身の健康を損なうといった負のスパイラルが続いています。

芦屋でも教職員の補充ができません、教頭や他の職員が交代で対応していますが、この問題を現場の努力だけで補うには限界があり、根本的な解決に至らず、子供たちの安定した学習環境の維持が難しいことは明白です。

このような公立学校の過酷な労働環境と、教員の職業としての魅力低下により近年、教員採用試験では受験者数の減少を招き教員の質の低下が心配されます。したがって、給与水準の適正化が不可欠です。

そこで国に対しては、働き方改革を一層促進し、給与水準を引き上げること、を要望し、臨時講師についても、代替の期間のみ任用するのではなく、4月当初から1年間の任用を確保するなど雇用の安定を図ることを要望します。

また、県に対しては、各学校の定員内に少なくとも1名余剰人員含めることと産休・育休のように担任の休暇取得予定が事前に確認できている場合も代替予定の臨時講師を4月当初から1年間雇用することを要望します。

丹波自然少年の家の運営組合が解散

芦屋市内の小学生在が宿泊しながら自然を体験し、学習してきた丹波自然少年の家を運営する組合が今年度限りで解散することになりました。

丹波自然少年の家は都市部と農村部の交流を目的に44年前に開設され、阪神・丹波地域10市町で構成する組合が運営にあたってきました。芦屋市では、小学5年生が5泊6日の日程で利用してきました。

しかし、一昨年尼崎が利用率が低いことを理由に今年度をもって運営から脱退する意向を示し、これまで残り9市町で新たな費用の分担や運営主体の変更などについて協議してきましたが、それぞれの市町の主張が噛み合わず解散することになったものです。

これまで芦屋市は市内8小学校で利用率が8割程度と丹波自然少年の家に大きく依存してきましたので、施設が閉鎖となると今後新たに利用できる施設を探さなければなりません。

出前いたします

暮らしの相談室の出前注文をお待ちしています。

ご質問・ご要望など何でも結構！



- 市役所
TEL 31-2121 内線 5131
- 自宅
TEL / FAX 32-8309
- 携帯
090-2193-8360